平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6									<u>床</u>	于省 <u>庁</u>	名	内閣府	政策	統括官	(沖縄担当)
対象和	党目	個人住		法人任	主民税	事業税	不動産	取得税	固定資	産税	事業所	税で	その他	()	
要望項目		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長														
要望区(概要		沖縄	列措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)に定める経済金融活性化特別地区において、法人税及び所 D特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。													
関係領	秦文	・特例措置の内容 経済金融活性化特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。 (地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項														
減却見込		[初年		収額〕		(C)	[3	平年度]		-	(0)	(単位	: 百万円)
要望玛	里由	(1)政策目的 金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。 (2)施策の必要性 沖縄県では、平成14年の金融業務特別地区(以下、金融特区)創設以来、金融特区への金融業等の立地促進やそれによる雇用創出、地域経済の振興等を目的として税制措置等様々な支援措置が講じられてきた。これにより、金融特区には平成24年時点で金融関連企業15社が立地し、490人を雇用しているなど、企														
		業集積や雇用促進が一定程度実現されている状況にあるが、経済金融を活性化し自立型経済を構築するに金融業に加えて実体経済に係る多様な産業の集積・雇用創出が求められているところ、そのため、平成年度に金融特区を発展的に解消して、経済金融活性化特別地区を創設することで、より効果的に活用されて実現を図った。 租税特別措置を延長することにより、制度を活用して、自助努力により利益を上げ、更なる成長を求設備投資を行うような企業に支援対象を限定することができるため、補助金等にみられるようなモラルードを抑制する効果を上げることができ、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築につながのと考えている。また、延長されなかった場合には、この4年間で立地企業数が28社、立地企業雇用が95人増加しているところ、企業の集積が着実に進んできた流れに水を差すことになるのではないかえている。なお、平成26・27年度には、各2社が法人税の所得控除に関する県知事の事業認定を受けておまた今年度もすでに1社が事業認定を受け計5社となったことに加え、今後4社の事業認定の申請が見まれているなど、制度が魅力となっており、延長することが必要である。								構築するには、 ため、平成26 内に活用される る成長を求めて うなモラルバるも をに業雇用を 他企業にないなる ではないており、						
本要望 対応で 縮減	する								,	~-·					1	

	政策体系における政策目的の位置付け		【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】①沖縄政策に関する施策の推進							
合理性	政策の 達成目	摽	・進出後に税制を活用した企業数の増加 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加							
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		平成34年3月31日までの5年間							
	同上の期間中 の達成目標		平成 33 年度 ・進出後に税制を活用した企業数 22 社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374 人							
	政策目標の 達成状況		 (平成 26 年度及び平成 27 年度) ・進出後に税制を活用した企業数 平成 26 年度 企業数 ・ 上記の企業進出に伴う雇用者数の増加 34 人 ※沖縄県調べ。 							
右	要望の措置の 適用見込み		今後は、平年度 16 件の活用を見込む。(上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。)							
有效性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本特例措置を通じて、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業において企業進出 を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、特区内で「金融産業」と「実態経済の 基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済 金融の拠点形成に貢献する。							
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		・法人税及び所得税の軽減。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による 減収補填措置。							
相	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		なし							
当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係									
	要望の措置の 妥当性		本特例措置を通じて、企業進出を促進し事業展開を支援することは、特区内で「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を両輪とする多様な産業の集積や雇用創出につながり、政策目的を達成する手段として有効である。 なお、本特例措置は、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて設備投資を行うことを後押しするものであり、補助金等にみられるようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、必要最小限の措置となっている。							
		ページ	6—2							

	/12.4. /- 12.	*							
	(過去1年間の適用実績)								
	(単位:件、百万円) 								
	項目		H26						
	法人住民税	控除額	0						
税負担軽減措置等の	個人住民税	控除額	_						
適用実績 	事業税 控除額 -								
	※平成26年度の地方税(法人住民税、事業税)の適用実績は、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税には地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。								
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	 (平成 26 年度実績) ・沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 ー、事業税 ー ・沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 ー、事業税 ー、地方法人特別税 ー 								
	※国税に連動しない場合は「一」を、適用額がない場合は「0」を記載した。								
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	平成26年度に本特例措置を創設して以降、特区内への企業進出が順調に進んでいる。例えば、情報・金融関連は、制度創設以前は年平均約4.2社のペースで企業が進出していたが、平成26年度・平成27年度で新たに14社が進出した。企業進出に伴って雇用者数も順調に増加しており、本特例措置が企業進出・事業展開、ひいては経済金融の拠点形成に一定程度の効果があったものと推察される。 なお、沖縄県が実施したアンケート調査においても、約47%の企業が沖縄の特区・地域内で事業展開する決め手として「税制」を選択しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。								
前回要望時の 達成目標									
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由									
これまでの要望経緯	○平成26年度・経済金融活性化特別地区(以下「経金特区」という。)を創設・金融特区を廃止								
ページ	•			6—3					
L									